

指名競争入札の共通事項
(建設工事・電子入札用)

1 用語の定義

(1) 宇都宮市電子入札システム

宇都宮市の契約に係る入札を処理するシステムの総称であり、以下のシステムで構成されるものをいう。

ア 電子入札システム

電子入札に参加しようとする者の利用者登録、入札書の提出及び受理並びに落札者決定までの一連の事務を電子計算機（以下「コンピュータ」という。）とインターネットを利用して行う電子情報処理組織（コンピュータを利用して行う業務処理の体系をいう。以下同じ。）をいう。

イ 入札情報システム（P P I）

インターネットを利用して入札情報を公表する電子情報処理組織をいう。

(2) 紙入札

書面により入札書を提出するものをいう。

(3) I Cカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。

(4) 電子くじ

入札参加者が任意に入力した数値と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで落札者を決定する仕組みをいう。

2 入札手続

(1) 入札は宇都宮市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）によるものとする。

(2) 指定された提出期限までに、電子入札システムにより入札書を提出すること。

3 指名通知書の受領

(1) 指名の連絡は、原則として、電話又は電子メールで連絡するものとする。

(2) 指名通知書は、電子入札システムを利用して通知することとし、書面による通知は行わない。

(3) 指名通知書は、入札参加者が電子入札システムを利用して確認することで、受領したものとする。

4 設計図書

設計図書（図面、仕様書及び設計書）の一部又は全部は、電子入札システムからダウンロードすることができる。

ダウンロードした設計図書が一部の場合は、不足部分を企業総務課で閲覧し、必ず事前に確認すること。

また、落札（決定）した場合、契約締結の際に設計書及び仕様書の袋とじを依頼するので、宇都宮市上下水道局ホームページ等からのダウンロードにより必要な書類を入手すること。

5 現場説明会：行わない。

6 入札の留意事項

- (1) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、自治令、宇都宮市上下水道局契約事務取扱規程（平成19年企業管理規程第1号）等を守ること。
- (2) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回は認めない。
- (5) 入札回数は2回とする。

7 紙入札承諾の基準

(1) 電子入札から紙入札への変更を認める基準

電子入札手続きの開始後、入札参加者から紙入札への変更を求められ、「紙入札方式承諾願兼誓約書」が宇都宮市上下水道局企業総務課へ提出されたときは、次のいずれかの事由に該当する場合に限り、電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。

- ① ICカードを新規発行申込中のため使用できない場合
 - ② ICカードの失効（更新中）や破損等で使用できない場合
 - ③ システムや通信回線の障害等で使用できない場合
 - ④ その他、入札執行者が必要と認める場合
- ### (2) 紙入札への変更を認めた場合の取扱い

前号の規定により、紙入札への変更を認めた場合は、当該入札参加者について、速やかに紙入札により入札に参加する者（以下「紙入札者」という。）として電子入札システムに登録する。なお、この場合、当該入札参加者は、電子入札システムによる処理を行うことはできない。ただし、既に処理済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、紙入札への変更は認めない。

(3) 紙入札者の入札書等取扱い

- ① 「紙入札方式承諾願兼誓約書」の提出日時は、公告で示した入札書提出期限日の前日（市の休日を除く。）の午後1時までとする。
- ② 入札は郵便入札によるものとし、持参によるものは認めない。
- ③ 郵送方法は、発注者が受領確認できる「一般書留」、「簡易書留」のいずれかによるものとし、「特定記録郵便」、「普通郵便」によるものは認めない。
- ④ 宛先は、日本郵便株式会社 宇都宮中央郵便局留 宇都宮市上下水道局企業総務課行とすること。
- ⑤ 入札書は、紙入札用の指定様式を使用すること。
- ⑥ 郵送する封筒は、郵便入札用の指定封筒を使用すること。
- ⑦ 指名通知書で示された入札書の提出期限日までに日本郵便株式会社 宇都宮中央

郵便局必着のこと。

8 開札の立会

電子入札システムによる入札の執行にあたっては、立会人を置くことなく、開札できるものとする。

9 工事費内訳書

- (1) 入札に際し、入札価格に対応した工事費内訳書の提出を義務付けることとする。
- (2) 工事費内訳書は、電子入札システムにより入札書を提出する際に添付すること。
- (3) 工事費内訳書は、設計書と同項目とし、記載内容は金額等を明らかにしたものであること。
- (4) 入札執行者は、入札書提出期限日以降開札前においても工事費内訳書等の内容を確認することができるものとする。この場合、工事費内訳書等の内容が対外的に漏洩することがないように、開札するまで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

10 契約保証金

契約保証金は、有価証券の提出又は金融機関若しくは前払保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

1.1 入札担当職員：企業総務課長

1.2 請負契約書作成：要する。

1.3 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無し。

1.4 契約条項の閲覧場所

契約条項を定めている宇都宮市上下水道局建設工事執行規程等については、次の場所において閲覧できる。

・場所：宇都宮市上下水道局企業総務課（2階）

1.5 入札の無効

- (1) 次に掲げるものに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - ① 特定の電子認証（以下「電子認証」という。）を受けていない入札書による入札
 - ② 工事費内訳書が添付されていない入札
 - ③ 複数の工事費内訳書を添付した入札
 - ④ 入札書と工事費内訳書の金額が異なる入札
 - ⑤ 入札書と工事費内訳書の案件名が異なる入札
 - ⑥ 電子認証の不正使用による入札
 - ⑦ 入札に際して虚偽又は不正行為があったとき
 - ⑧ 入札書とともに提出する工事費内訳書に、入札者の社名、代表者氏名のない

入札

- ⑨ 明らかに談合によると認められる入札又は談合の疑いが払拭できない入札
 - ⑩ 電磁的に記録した工事費内訳書がき損した入札
 - ⑪ 開札日時において、有効期間を過ぎるＩＣカードを使用して行った入札
 - ⑫ その他、入札に関する条件に違反したとき
- (2) 前号の⑦に該当する場合には、当該委託箇所に係る当該入札者のその後の入札を無効とすることがある。

1 6 入札の中止等

- (1) 入札参加者が談合し、又は不正不穩の行動をするなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を中止、延期又は取り止めることがある。
- (2) 上下水道事業管理者が必要と認めるときは入札を中止、延期又は取り消しをすることができる。この場合において入札とは、指名通知日から落札の決定（契約締結前）までをいう。
- (3) 前号において、当該入札のために要した費用を上下水道局に請求することはできない。

1 7 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができるものとする。

入札書提出前に入札を辞退する場合は、電子入札システムを使用して入札辞退届を送信すること。

入札書提出後から落札決定前の間に入札を辞退する場合は、入札辞退届を書面により企業総務課に提出すること。

なお、あらかじめ書面で入札辞退届を提出できない緊急の場合には、辞退する旨を連絡することでこれに代えることができるが、速やかに、入札辞退届を書面により提出すること。

- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けることはない。

1 8 異議の申立ての制限

入札を行った者は、宇都宮市上下水道局契約事務取扱規程、宇都宮市上下水道局建設工事請負契約書約款、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 9 同価入札

最低価格者が２者以上になった場合には、電子くじにより入札参加資格の審査順位を決定するものとする。

なお、電子くじの実施方法等については、別に定める。

2 0 落札の通知

- (1) 落札を決定したときは、原則として、落札者には電話で連絡するものとする。
落札者は、連絡の際に指定された場所で、契約約款等の様式を受領するものとする。

る。

(2) 落札（決定）通知書は、当該入札の確定処理後、書面にて通知するものとする。

2.1 前金払の請求

宇都宮市水道事業及び下水道事業会計規程（昭和42年企業管理規程3号）に規定する公共工事の前金払の限度額は、請負代金額に100分の40を乗じて得た額とする。

2.2 中間前金払の請求

- (1) 請負代金額の100分の40以内の前払金に加え、工事の中間段階にさらに請負代金額の100分の20以内を前払金として支払う中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の2分の1（債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1）を経過し、かつ、工程表により工期の2分の1（債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われ、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1（債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、当該会計年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものである場合に行うものとする。
- (2) 同一会計年度においては、部分払を受領した場合は、中間前金払を請求することはできない。

2.3 部分払の請求

中間前金払を受領した場合であっても、宇都宮市上下水道局建設工事請負契約書別表に規定する回数の部分払を請求することができる。

2.4 中間前金払と部分払の併用

- (1) 請負代金額が130万円を超える工事（債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が130万円を超える工事）については、中間前金払と部分払のいずれかを請求できるものとする。
ただし、請負代金額が300万円未満の工事において前金払を受領した場合には、部分払を請求することはできない。
なお、中間前金払と部分払の請求については必要な時にいずれかを選択して届け出るものとする。
- (2) 債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が130万円を超えることにより、中間前金払を請求できる工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は請求できないものとする。

2.5 配置技術者（専任の場合）

- (1) 監理技術者とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の18に規定する「監理技術者資格者証」の交付を受け、登録講習実施機関の発行した「監理技術者講習修了証」を所持している者とする。
- (2) 配置できる監理技術者及び主任技術者（以下「技術者」という。）は、受注者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にある者でなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として

認めない。

なお、恒常的な雇用関係とは、契約締結日現在で3か月以上雇用していることをいう。

また、営業所における専任の技術者は、建設業の種類が異なっても現場に配置する技術者にはなれない。

- (3) 契約締結時に「現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書」に記載した配置予定技術者は、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできない。

2.6 配置技術者（専任を要しない場合）

- (1) 1件の請負金額が3,500万円未満の工事（建築一式工事については、7,000万円未満）では、技術者の専任配置は求めているが、本工事に配置できる技術者は、他工事に専任となっていないとともに、上下水道局発注工事の手持ちが本工事を含めて3件以内（市長部局発注分を含む）、営業所における専任の技術者は、2件以内（市長部局発注分を含む）となるような者を配置すること。これらの件数を超えて参加申請をした場合には、超えている工事の入札参加資格を失格とすることがある。
- (2) 配置する技術者は、受注者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にある者でなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めない。
- ただし、3か月以上雇用していることは必要としない。
- (3) 契約締結時に「現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書」に記載した配置予定技術者は、死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできない。

2.7 実務経験者の取扱

主任技術者として配置できる実務経験者は、下記に該当する場合とする。

- (1) 経営事項審査申請書の技術職員名簿により、実務経験者であることが確認できる者
- (2) 営業所専任技術者として当該業種に登録している者
- (3) 監理技術者資格者証を有している者
- (4) 主任技術者実務経験経歴書の提出により、実務経験者であることが確認できる者

2.8 現場代理人

- (1) 現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理する者として工事現場に置かれる受注者の代理人であり、工事現場に常駐しなければならない。

ただし、発注者が、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ受注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができるものとする。

- (2) 現場代理人についても工事を請け負った業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要件とする。

ただし、3か月以上雇用していることは必要としない。

また、営業所における専任の技術者は、現場代理人にはなれない。

2 9 最低制限価格制度

- (1) 予定価格が1件130万円を超える建設工事(総合評価落札方式を除く)を対象として実施する。
- (2) 最低制限価格は、次の基準により設定するものとする。
 - ① 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額
 - ② 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
 - ③ 現場管理費に10分の9を乗じて得た額
 - ④ 一般管理費に10分の5.5を乗じて得た額※ただし、当分の間、①の「10分の9.7」、②の「10分の9」とあるのは、「10分の10」とする。

最低制限価格は、①から④までの合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に、100分の110を乗じて得た額とする。

ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。
- (3) 予定価格に110分の100を乗じて得た額を比較価格とし、最低制限価格に110分の100を乗じて得た額から千円未満を切り捨てた額を、比較価格に対する最低制限価格とする。
- (4) 開札において、入札価格が比較価格に対する最低制限価格未満の入札は、失格とする。
- (5) 入札価格が比較価格に対する最低制限価格以上のもののうち最低価格者を落札候補者とする。
- (6) すべての入札価格が比較価格に対する最低制限価格未満のときは、不調とする。

3 0 その他

- (1) 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、当初の予定どおり入札を執行し、その結果、情報どおりの業者が最低価格者となった場合には、落札を保留し、当該入札参加者を対象に事情聴取を行う。

調査の結果、談合の事実が確認されれば、当該入札を無効とする。また、談合の事実が確認されなくても、当該入札を無効とすることがある。
- (2) 受注者は、契約の履行に当たり、受注者又はその下請業者が暴力団員等から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で必ず速やかに警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行い、上下水道局の工事担当課に報告を行うこと。

なお、受注者又はその下請業者が暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、上下水道局への報告や警察への届け出を怠った場合には、入札参加停止の対象となる。